

諮詢第3号別紙

異議申立て書（下水道使用料5）

平成25年11月26日(火)

青森市長 鹿内 博 様

異議申立て人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立て人の住所、氏名、年齢

住所 青森市桜川4丁目8番2号

氏名 三国谷清一

年齢 64歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成25年11月1日(金)付け平成25年度下水道使用料督促状(平成25年9月分)による処分。

3. 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日

平成25年11月2日(土)

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

貴職は、下水道使用料の徴収については青森市公営企業管理者企業局長に事務委任をしているものの督促・滞納処分については委任していないので、納入期限までに納付されなかつた場合は、督促処分には当たらない「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」を便宜上発行していると主張し、地方自治法第231条の3第1項及び青森市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例第2条に規定する督促状を発行していないことを正当化しようとしている。無意味な自己弁護をしないで督促状発行するべきである。貴職が自ら督促状を発行することが嫌なのであれば、青森市公営企業管理者企業局長に督促・滞納処分の事務を委任すれば良い。いずれにせよ私以外の滞納者に督促状を発行していない現状は違法であり、私のみに督促状を発行することは差別的取扱いであり違法不当である。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

